（様式第１－２号）

年　　月　　日

岡山県農林水産総合センター

水産研究所長　様

　　 申請者住所

　　 申請者氏名

　　 （代表者名）

中国向け輸出錦鯉の衛生証明書交付申請書

　下記のとおり、中国向け錦鯉の輸出にあたり、公的機関の衛生証明書を添付する必要がありますので、交付を依頼します。なお、証明書交付機関及び交付者に対し、証明書交付に係る請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

１．輸出錦鯉の詳細

（１）輸出日　　　　養殖施設発　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　 日本発　　　　年　　月　　日

　 　　 中国着 　　　年　　月　　日

（２）輸出者名、住所(郵便番号を含む)、連絡先(電話番号及びメールアドレス)

（３）輸入者名、住所(郵便番号を含む)、連絡先(電話番号及びメールアドレス)

（４）輸出する錦鯉の施設番号、施設名及び住所

（５）輸出尾数(尾)及び総重量(kg) 尾 kg

（６）規格（体長及び年齢）

（７）搭載地及び搭載日

（８）輸送便名／船名

２．誓約事項

　　上記の錦鯉に関して、次の事項を誓約する。

（１）１の記載事項が正しいこと。

（２）輸出錦鯉を飼育している養殖施設は、中華人民共和国向けに輸出錦鯉の衛生証明書発行に関する取扱要領に基づく中国向けリスト登載養殖施設であり、登載の際の遵守事項を遵守していること。

（３）輸出錦鯉を飼育した養殖施設においては、過去2年間、飼育錦鯉において、通常を上回るまとまった死亡は発生していないこと。また、出荷前の3ヶ月間、原因不明の異常死はないこと。

（４）輸出の際は、包装箱の上に日本語と中国語で輸出錦鯉の種名と数量及び施設の名称、住所及び連絡先を明記すること。ラベルは防水仕様とし、剥がれにくく、目立つものとすること。

　　また、包装袋/箱、輸送工具は、新品であるか、都道府県指導の下、有効に消毒されているものを使用すること。輸送水は他の水生動物に抵触の無い清浄な水か都道府県指導の下、有効に消毒されているものを使用すること。

（５）調査の必要があると認められる場合には、関係者が立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（６）衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場

合は、証明書交付機関にその旨を申し出ること。

（７）指定疾病による外観上の異状が認められないこと。

（８）証明書交付申請から輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させず、かつ、衛生的に取扱うこと。

（９）輸出前検疫施設において検査を行った場合、当該結果で陰性が確認されていること。

添付書類①：輸出する錦鯉の由来ごとに当該養殖施設が作成した生産証明書(別紙１－２)の写し

添付書類②：最新の魚病検査結果（**ウイルス性疾病(SVC,KHV,IHN,VHS，CEV)**と**EUS検査結果**(概ね過去6ヶ月以内)）の写し

添付書類③：インボイス、パッキングリスト等の写し